

マルクスの所有概念について

— 社会主義経済論からの一考察 —

西 村 可 明

1

この論文の目的は、マルクスの所有概念を社会主義経済論の観点から再吟味しようとする点にある。社会主義経済論においてはソ連で30年代に確立された集権的経済管理制度とその理論の克服が主要課題となつてすでに久しい。この制度が一枚岩的国家所有とそれに媒介される生産課題・生産財の割当配分制を基本内容とするものであり、この制度のもとで一方では国民経済の効率的運営の阻害という問題が他方では社会的所有からの労働者の疎外という問題が顕在化した結果、この制度に対する批判と新制度の模索を通じて50年代にユーゴスラヴィアで労働者自主管理制度が組織され、60年代にその他のソ連・東欧諸国で経済改革が実施されてきたことは周知の通りである。だがそれにもかかわらず、旧制度とその理論の克服が主要課題だという状況は、現在でもなお基本的には変わっていない。そして、ソ連・東欧で20年近くにわたってくりひろげられてきた所有論争も、実は旧制度に対するこのような批判とその擁護との対立を機軸として展開された一連の論争の一環だとみることができる。このような社会主義所有論の問題領域としては、1. 所有範疇の位置づけに関する方法論的問題、2. 所有と分業との関係の問題、3. 社会主義的所有の国家性の問題、4. 国家的所有における国家と企業の問題の5つをあげることができるが¹⁾、これらが旧制度の克服の課題と多少とも密接に関連していることは容易に推測されよう。

これらのテーマをめぐる議論のもう1つの顕著な特徴は、それがマルクス所有概念の解釈学的論争をともなっており、マルクスのあれこれの命題

1) [1] p. 9.

の一定の解釈が議論の決め手になるばあいが少くないにもかかわらず、その解釈自体に首尾一貫性が欠如し混乱のみられることが稀ではないという点にある。だが、これはマルクスの所有概念自体が必ずしも簡明ではないという点に由来するようにも思われる。そこでこれらの議論を理解し正しく評価するためには、マルクス所有概念について一定の理解をもつ努力をあらかじめしておくことが必要になる。それと同時に、これらの議論自体がその理解を深めるのに有益な材料を提供しているともみることができる。本稿でマルクス所有概念の若干の側面についてこの議論を参考にしつつ考察しようとしたのは、このような事情によるものである。なお、本稿におけるマルクス所有概念へのアプローチが旧制度批判という1つの歴史的枠組を一步たりともでるものではなく、この概念の検討の課題も視点もきわめて限られたものであることは、以上のべたことから明らかであろう。またここでの検討は、おもに、マルクスが所有概念についていかにのべているかという点の考察に限定されており、それ故検討の仕方の点でも狭い限界をもつものである²⁾。

2

社会主義所有論における5つの問題領域中マルクス所有概念の解釈学的議論が最大の比重を占めているのは、第1の所有範疇の位置づけの問題であるが、第3・第4の問題領域もそれと密接な関連をもっている。ここでは、主として前者について簡単な概観を行ない、問題状況を明らかにしたい。

第1の問題をめぐるソ連での論争は、一面にお

2) マルクスが『資本論』で所有をいかに研究したかについて詳細に検討したものととしてシュクレドフの文献[2]をあげることができる。

いて社会主義経済学教科書の編纂事業と結びついており、社会主義生産関係をマルクスが『資本論』で行なったのと同様の仕方で経済学範疇体系として構築するさいに、所有をこの体系とのかかわりでいかに位置づけるかという議論であった。したがってこの面からみると、それは既存の生産関係と所有関係を確立された安定的関係とみなすことを前提しており、一見したところ保守的なもののように見える。しかしそこでの議論の中身に立ち入ってみると、後にのべる通り、一概にそうはいえないことが明らかになる。

この論争の当事者に共通の前提が旧制度の理論的反映でもありその理論的支柱でもあったスターリンの所有観であることはいうまでもない。それは、生産手段に対する単一の管理意思の全面的排他的支配とこの意思に対する労働者の従属という一枚岩的国有制を社会主義の「基本的生産関係」とみなし、生産課題・生産財の割当配分制を含む全生産諸関係をその必然的結果として考察するものであると要約することができる。彼が『ソ同盟における社会主義の経済的諸問題』の中で、「生産手段は国家によってその諸企業のあいだに分配されるだけであり」「商品の範疇にいれることはけっしてできない」し、「国家から生産手段をうけとった企業長は、生産手段の所有者にならないばかりか、逆に、国家によって指示された計画にしたがって生産手段を利用するうえでの、ソヴェト国家の全権として確認されているのである」とのべたとき³⁾、ここには一枚岩的所有観が如実に現われているといえる。また彼が経済学の対象である生産諸関係は「(a)生産手段の所有形態、(b)それから出てくるところの、生産における種々異なった社会的諸集団の地位とそれらの諸集団の相互関係、あるいはマルクスの言うように、『それぞれの活動の相互交換』、(c)それらにまったく依存しているところの、諸生産物の分配の形態」(傍点—西村)から構成されるとのべたとき⁴⁾、ここには、生産手段の所有形態は、そこから全生産関係が生じてくる最も基本的な生産関係だとい

う位置づけが与えられている(以下ではこのような見解をさして基本的生産関係説と略称する)とみることができる。所有範疇の位置づけに関するスターリン命題の特徴は、第1に、生産手段所有形態が意思関係としてではなく個別生産関係として把握されており、第2に、それがそれ以外の全生産関係成立のためのいわば十分条件として考察されており、第3に、それが全生産関係を規定する側面のみ強調され、所有形態の経済的内容を生産関係の総体の解明を通じて明らかにしていく側面が看過されている点にある。

このような特徴をもつスターリン見解は、その後、この第3の点や生産力要因軽視の点で基本的生産関係説の論者自身によっても批判され、若干修正されてきたが、基本的考え方はうけつがれてきた。この説の論者は、所有形態に個別生産関係としての内容を付与する必要から、所有関係を、法律に明文化された法律規範体系としての所有すなわち法律関係としての所有と、事実上の所有すなわち経済関係としての所有とに分割する2分法を採用し、そのうえで後者の所有を「生産手段の所有者と直接生産者との直接的関係」とか「取得の社会的形態」とか概念規定し、そしてそれを「生産関係の総体の実質、内的本質」として基本的生産関係と位置づけるのがふつうである⁵⁾。

これに対立する見解は、誰に何が属しているかという意味の所有は法律によって規制され実際に存在している意思的社会関係すなわち法律関係だと把握したうえで、これを社会的生産過程の発生の前提条件としての所有とこの過程の存続の前提ならびにこの過程の結果としての所有とに区別し、所有は後者として考察したときにのみ一定の経済的内容をもつものとみなしうるのものであって、その内容はこの過程でとり結ばれる生産関係の総体を解明してはじめて明らかになると主張する。そして所有はこの過程の前提として生産諸関係を制約する条件だと認めるが、しかし、生産諸関係存続のためには一定の生産力発展水準も必要であり、したがって所有はそのための必要条件にすぎないとみる(この見解を以下では総体説と略称する)⁶⁾。

5) ここでは一例として文献[4],[5]をあげておく。

3) [3] p. 63.

4) [3] pp. 86~87.

以上の概観を通じて所有範疇の位置づけの問題には、さらに法律関係としての所有と経済関係としての所有との区別の問題、所有の概念規定の問題も含まれていることが明らかになると思われるが、両問題を第3・第4の問題領域で論じている一例として、ユーゴスラヴィアのパイット、ホルバートをあげることができよう⁷⁾。

かれらは、ユーゴスラヴィアにおける個人経営と労働者自主管理企業とが経済的にみれば社会的所有である、つまり社会的所有の個人的形態と集团的形態であることを論証し、現行制度の徹底化をはかる目的で、経済的意味の所有と法律的意思の所有とを区別し、独得な仕方でも所有概念を論じている。パイットにおいては、法律的な意味の所有は、物の排他的処分権を人に与える法律秩序の制度のことであり、経済的意味の所有とは事実上の所有のことである。そして事実上の所有は、物から利益を獲得することであり、マルクスの取得概念と同一視される。そこで法律的所有者と経済的所有者とが別人でありうる点が強調され、その一例として、アパートの建物の所有者が登記簿に登録された人であるのに対して、その賃借料が建物の維持費に達しない額であるかぎり賃借人の方が経済的所有者だという事例が示される。このような2分法にもとづいて経済的な意味での社会的所有の規準は、財産所得の廃止と労働に応じた分配の原則の2つとされ、個人経営者による私的所有も累進課税などの用具によってその所有が労働に応じた分配のレベルに保持されるなら法律上私的所有であっても経済的には社会的所有の個人的形態であるし、労働者集団による私的所有も社会が所有し当該労働者集団に提供された資本の利子が支払われるならば社会的所有が経済的に実現されており、この意味で社会的所有の集团的形態であると結論され、社会が企業に提供する資本に対する一率の利子制度が提案される。そして所有の刺激機能という観点から私的所有を「形而上学的法律学的幻想」(マルクス)⁸⁾として利用するこ

との有効性が強調される。

ところで、この見解には、経済的意味での所有が狭く分配に帰せられ矮小化されている点や、逆に私的所有が分配以外の面での自由活動としてマルクスのいう「形而上学的法律学的幻想」以上の意味内容がこめられている点など様々な疑問点があるが、ここではそれに触れないで、所有概念へのアプローチの一例を示すにとどめたい。

以上の概観によって所有論の議論には初歩的・基礎的問題がたがいに絡みあって含まれていることが明らかになったと思われる。すなわち、1. 所有の概念規定、2. 法律関係と経済関係への所有の区別、3. 所有範疇の位置づけの問題がそれである。以下では、この3点に限定して、マルクスの所有概念を検討することにしたい。

3

所有論におけるこの初歩的・基礎的問題についてのマルクス見解を理解し整理しようとするばあい、その手掛りとなる文献はいくつも列挙できる。所有範疇の位置づけの問題では「マルクスのアンネンコフへの手紙」⁹⁾ならびに『哲学の貧困』¹⁰⁾の中の有名な一節が、法律関係と経済関係とに所有を区別する問題では「経済学批判の序言」¹¹⁾や「P. J. プルードンについて」¹²⁾の中の一節がそのよい例であり、これらは総体説と基本的生産関係説とのあいだで解釈論争の対象となっているほどである。また『資本論』の中にマルクスの所有観を明示する箇所が多数散見されることも周知の通りである。これらがマルクスの考えを検討するうえで参考になることはいうまでもないし、必要なものは後にふれる予定であるが、しかしそれらはマルクス所有観の個別的側面の断片的命題にとどまり、所有概念を体系的な形でのべたものとはいえない。これに対して『経済学批判要綱』(以下では『要綱』と略す)では¹³⁾、所有の概念規定が与えられ、所有の法律関係と経済関係との区別が

6) 文献 [6] 参照。

7) 文献 [7], [8] 参照。

8) [9] pp. 14~15, [10] p. 207.

9) [9] pp. 14~15.

10) [10] p. 207.

11) [11] pp. 6~7.

12) [12] pp. 24~25.

13) 文献 [13], [14] 参照。

示唆され、所有と社会的生産過程したがって生産諸関係との関連が論じられるなど、多少ともまとまった形で所有概念が提示されている。それ故、検討の主要対象を『要綱』に定め他をこれとの関連で考察することによって、マルクス所有概念に幾分なりとも接近しうると考えたとしても、さほど見当はずれにはならないと思われる。

ところで『要綱』中、所有概念について比較的詳細にのべられている箇所は「資本主義的生産に先行する諸形態」(以下『諸形態』と略す)であり、そこには周知の通り次の3規定が与えられている。

第1規定「所有とは本源的には、自分に属するものとしての、自分のものとしての、人間固有(eigen)の定在とともに前提されたものとしての自然的生産諸条件にたいする人間の関係行為のことにほかならない」¹⁴⁾。

第2規定「所有とは、ある種族(共同団体)(Gemeinwesen)へ帰属すること(そのなかで主体的・客体的存在をもつこと)」である¹⁵⁾。

第3規定「所有ということが、自分のものとしての生産諸条件にたいする意識された関係行為(das bewußte Verhalten)——そしてこれは個々人にかんしては、共同団体によって定められ、また掟(Gesetz)として公布され、かつ保証されるもの——にすぎないかぎり、したがって生産者という定在が、生産者に属する客観的諸条件における一定在として現われるかぎり、所有は生産自体によってはじめて実現される。現実的な領有(Aneignung)は、これらの諸条件にたいする思念された交渉ではなく能動的な、現実的な交渉——すなわちこれらの諸条件を自己の主体的活動の諸条件として現実に措定すること——ではじめておこなわれるのである」¹⁶⁾。

御覧の通りこれらの規定は本源的所有に関するものであり、それをただちに所有の一般的概念とみなしえないことはいうまでもない。しかし、この規定は単なる個別的所有形態の規定ではなく、あい異なるアジア的、古代的、ゲルマン的所有形

態の総括であり、したがってここでの所有概念はこの3つの所有形態に共通する要素を包摂するものとなっている。そこで、この概念からさらに本源的所有に特有な要素を捨象することによって、所有の一般的概念を導出する試みがわが国でもしばしば行なわれてきた¹⁷⁾。そのさい一般化の仕方が当然問題になるが、最大の問題は、ここにみられる自然性を除去すれば規定のすべてが一般的規定に転化されると考えるか¹⁸⁾、それとも仮に自然性を除去しても第2規定は無階級社会のみに適用可能なものだから一般化にさいしては削除すべきだと考えるか¹⁹⁾という点にあると思われる。そこには社会認識の根本視角の問題が含まれており、したがってまた所有概念の理解にとって重要な問題が伏在していると思われるが、それはこの論文で設定された視角をはるかに越えるものであり、ここでそれに立ちいることはできない。第2規定については、この視角からみたときそれをただちに検討する必要は必ずしもないという意味でここではふれないことにしたい。

次に、本源的所有のこの規定では、所有主体が共同体と労働する人間に限定され所有客体が主として大地に限定されており、所有の一般的概念を得るためにはこの限定を除去する必要がある。そこで、所有主体としての人間は、少なくとも労働する人もしない人も、自然人も法人も、個人も集団も社会全体も、また国家も含みうるものとして、所有客体は少なくとも生産手段・生産物・労働力など再生産の諸条件一般(以下では簡単に物と略すことがある)を含みうるものとして理解することにする。そうすると第1規定は、所有とは人間が再生産の諸条件に対して自己に属するものとして、自分のものとして関係行為することであるという命題に要約できる。

しかし、本源的所有の主体規定と客体規定とを一般化してえられたこの命題が所有の一般的概念だとみるとしたら、それは明らかに早計である。というのは所有は、マルクスの規定に示されてい

14) [13] p. 425, [14] S. 391.

15) [13] p. 426, [14] S. 392.

16) [13] pp. 427~428. [14] S. 393.

17) たとえば、文献[15],[16]参照。

18) [15] pp. 57~61.

19) [16] p. 112.

るように、主体と客体との一定の関連であって、切りはなされた主体と客体それ自体ではないからである。

ところで、この関連を考察しようとするばあい、この命題中の核心的要素が「自分に属するものとして」、「自分のものとして」というところにあることが明らかになる。というのはこの要素を欠いたばあい、たとえ人間が生産条件に関係行為することはありえても、それは所有とはいいがたいからである。それ故ここでまず問題にすべきは「自分に属するものとして」「自分のものとして」の意味である。この点についてはマルクスが少しあとのところでそれを「意思の支配領域(die Domäne seines Willens)として」²⁰⁾といいかえていることに注目して、「自分のものとして」とは「意思の支配領域として」の意味だと理解しておくことにする。そうするとこの命題は、所有とは人間が再生産の諸条件に対して彼の意思の支配領域として関係行為することであるといいかえることができる。このように規定しなおすことのメリットは、そのことによって所有がすぐれて意思支配の関係であることが示唆される点にある。

だが、人間が再生産の諸条件に対して彼の意思の支配領域として関係行為するとはどういう事態をさすのか。このことを理解するためには第3規定の検討が必要となる。この規定は、従来、生産過程において形成される所有それ自体と法律的上部構造におけるその反映との関係について語ったものと解釈されたり²¹⁾単に所有権について規定したものと解釈されて²²⁾看過されがちであるが、

20) [13] p. 431, [14] S. 396。またマルクスは「土地所有は、ある人々がいっさいの他人を排除して地球の一定の部分を彼らの個人的意志の専有領域として(als ausschließliche Sphären)支配するという独占を前提する」とのべている([18] p. 795)。

21) たとえば [16] p. 107 参照。だが第3規定が意識的關係行為にすぎない所有とその実現についてのべたものだけということとは明らかであり、これを生産過程で形成される所有と法の上部構造におけるその反映との関係を論じたものと解するのは無理があると思われる。

22) たとえば [15] p. 60 参照。そこでは、この規定は物に対する人間の行為(利用または支配)が意識關係行為つまり規範の定立と尊重によって承認され保証さ

私にはマルクス所有概念を理解する一つの重要な鍵がここに含まれているように思われる。

ここでマルクスがのべた思想は、まず、所有が一面では自分のものとしての生産諸条件に対する人間の意識的關係行為だということである。だがこの意識的關係行為には、「個々人にかんしては共同団体によって定められ、また掟(Gesetz)として公布され、保証される」ものだという限定が付与されてことに注意する必要がある。すなわちここでは、第1規定でのべられた関係行為には、意識的關係行為(das bewußte Verhalten)あるいは思念された交渉(die gedachte Beziehung)と能動的・現実的交渉(die tätige, reale Beziehung)との2側面があり、意識的關係行為の側面は社会的規範の規制の対象となることが示唆されている。そこでこの意識的關係行為の内容であるが、これには多分次のことが含まれるのではないかと推測される²³⁾。すなわち、第1は、人間がある物を彼の意思の支配領域として意識し、それを彼の意思の支配領域として保ち他人の意思を排除しようとする意思をもち、その旨意思表示するというような意識活動である。ここでは、ある人がある物を彼の意思の支配領域として保つ意思をもっているという条件とこのことを社会が承認しているという条件との2つが成立しており、したがってある人の意思がある物を実際に支配している、あるいはある物がある人の意思の支配領域となって他人の意思が排除されている、という状態が客観的に成立している。このようにある人の意思がある物を支配し、ある物がある人の意思の支配領域となっている状態をここでは占有と呼ぶことにする。第

れるとき所有権となるというように解釈されている。だが、原文は“Das Eigentum, soweit es nur das bewußte Verhalten-und in bezug auf den Einzelnen vom Gemeinwesen gesetzte und als Gesetz proklamierte und garantierte……wird erst verwirklicht durch die Produktion selbst.”であって、利用という行為ではなく意識的關係行為自体が社会規範の定立と尊重によって保証されるものとされている。

23) この内容を理解するうえで、マルクスが私的所有者を物に「意志をやどし」、「同意」という媒介によって物を譲渡する人とみなしている点の一つの手がかりとなる([17] p. 113)。

2は、物の消費による意思の実現すなわち利用における、何をどれだけどのように消費しあるいは生産するかという具体的な経済的意思決定とその保持である。この意思は物の消費を通じて他人の意思とのかかわりをもつ結果、社会規範によって他人の意思を侵害しない範囲に限定されることは勿論、その他社会的意思の許容する範囲に限定される。第3は、物を意思の支配領域の外に放出し他人の意思にゆだねるすなわち処分にさいしての意思決定であり、これには誰に何をどれだけ分配するかとか、商品をいくらで販売するかとかいった経済的意思決定が含まれ、とくに売買行為のようなばあいには、内心における意思決定、意思表示、合意などの意識活動が含まれる²⁴⁾。これらの意思も他人の意思とのかかわりにおいて社会規範の規制対象となりその許容範囲が定められる²⁵⁾。

次に能動的・現実的交渉の内容であるが、これには、物の消費による意思の実現すなわち利用と、物を意思の支配領域の外に出し他人の意思にゆだねることつまり処分とが含まれると思われる。この交渉の实在的形態に注目すれば利用は生産・消費であり、処分は分配・交換に他ならない²⁶⁾。この能動的・現実的交渉が思念された交渉あるいは意識的關係行為を必ずともなうことはいうまでもないが、しかし意識的關係行為はつねに能動的・現実的交渉をとともなうとはかぎらない。すなわち、マルクスのいう、所有が意識的關係行為であるにすぎないばあいがそれであり、これは占有しているけれども利用・処分が行なわれていない単なる占有の状態、つまり物を所有しているが現実の経済過程に投じていないばあいのことである。

したがって、マルクスが第3規定の全体でのべ

24) 占有・利用・処分の区別はシュクレドフにしたがった([6]邦訳, pp. 21~40)。

25) なお、意識的關係行為には、意思決定が単に内心にとどまり決して発動されないばあいも含まれるが、それが内心にとどまり他人の意思とのかかわりが生じないかぎり、社会規範の規制対象とはならないはずだから、ここではそれは一応除外してよいと思われる。

26) なお処分には贈与も含まれるが、それは直接的には再生産活動の不可欠の環ではないからこの「能動的・現実的交渉」には含まれないとみることができる。

た思想は、所有客体を再生産の諸条件とみなおしたうえで表現すれば、単なる占有としての所有は利用・処分の能動的・現実的交渉を通じて、つまり現実の経済過程を通じて実現される、すなわち取得がおこなわれるということ、占有・利用・処分における意識的關係行為は社会規範によって規制され、保証されるということ、この2点に整理することができるように思われる。

第3規定をこのように解釈したばあいには、第1規定から導出された、所有は人間が再生産の諸条件に対してその意思の支配領域として關係行為することであるという命題は、簡単に、所有は、占有・利用・処分という物に対する人間の排他的意思支配であると要約することができる。そうすると所有概念を一般化するさい、主体と客体だけでなくこの「排他的意思支配」にも注意を払うことの必要性が明らかになる。たとえば、所有主体が個人であるか全体としての社会であるかによっても、また所有客体が土地であるか工場であるかによっても意思決定の許容範囲と利用・処分の仕方は異なるし、全面的・排他的支配を特徴とするブルジョア的私的所有もブルジョア社会の発展とともに種々の制限がくわえられてきている。またマルクスには上位の所有と下位の所有という概念があり²⁷⁾、このばあいには同一物の異なる側面について一定の排他的支配が重層的に行なわれることになる。これらはほんの一例にすぎないが、ここでは一口に排他的意思支配といっても、様々な視点から千差万別のバリエーションをあげうることに注意しておく必要がある。とくに所有概念におけるこの排他的意思支配という契機を、ブルジョア的私的所有に特有な全面的排他的支配と理解し固定しておいて、所有主体と客体についてだけ一般化をはかるようなチグハグなことは避けるべきである。

ところで、以上のように所有とは再生産の諸条件に対する占有・利用・処分という意思支配に他ならないが、これは活動形態に注目すれば生産・分配・交換・消費の具体的経済活動を意味する。つまり能動的・現実的交渉においては、所有の概

27) たとえば文献 [13] p. 409, [14] S. 376 参照。

念と経済活動の概念とは意思支配に注目するか、支配の具体的現実的形態に注目するかの点で内包が異なるとはいえ、どちらも同一の人間活動をさす点で外延が同じになり、したがってまた所有諸関係と具体的経済的諸関係の両概念も等値になる。したがってこの所有諸関係には、一方ではたとえばある人の意思がある物を支配し他人の意思を排除している、他人の意思を侵害せず社会の意思の許容する範囲で、ある人の意思がその物の消費を通じて実現され、ある人がその物を他人の意思にゆだねるといような対物支配の意思的社会関係の側面と、他方では生産・分配・交換・消費におけるたとえば労働や労働生産物などの物質的契機の社会関係である物質的生産関係の側面とが包摂されていることがわかる。

そこで次に問題になるのは、この対物支配の意思的社会関係の性格である。所有概念の《経済化》(《Экономизация》)を主張するコルニエンコは、マルクスが第3規定で所有を「個々人にかんしては共同団体によって定められ、掟(Gesetz)として公布され保証される」と規定したことについて、これが原始共同体という国家も法律も存在しない時代の規定だという理由で、「所有関係は掟として公布されるというマルクスの言葉は非法律の意味をもつ」²⁸⁾として、この対物支配の意思的社会関係を法律関係とみることに反対した。たしかに、第3規定からそれをただちに法律関係と結論することには直截の観がある。だがコルニエンコのように、それが原始共同体についての規定だという理由で対物支配の意思的社会関係が一般的に非法律的关系だとみることも同様に短絡的である。この規定で本質的なことは、マルクスが意識的関係行為としての所有、対物支配の意思的社会関係としての所有を社会が定めた何らかの社会規範によって規制され保証される関係として措定している点にあるのであって、この規範が慣習の力によって維持される原始規範であるか国家権力によって維持される法律規範であるかということは二次的問題である。国家社会を前提すれば、所有が国

家によって定められ法律として公布され保証される関係になり、この規範が法律規範になることは自明であり、対物支配の意思的社会関係が法律規範によって規制された事実上の意思的社会関係となることはいうまでもない。そこで、ある事実上の社会関係が意思の関係であり、かつ法律規範によって規制された関係であるばあいそれは法律関係であるという考えが正しければ、対物支配の意思的社会関係も法律関係とみなしうるのかも知れない²⁹⁾。それはともかく、マルクスにおいては、経済学は「所有関係の総体を、意思関係としての法律的表现においてではなく、その実在的形態において、すなわち生産関係として包括している」³⁰⁾という命題に示されるように、所有関係が意思関係と生産関係とに区別されていることは確かであり、また前者が法律的后者が経済的と把握されているといえないこともないように見える。

なおついでに付言すれば、基本的生産関係説のばあいマルクス所有概念における「法的関係」(Rechtsverhältnisse)あるいは「法律的」(juristisch)という規定が所有に関する法律規範体系それ自体として論証ぬきに解釈されることが多いが、しかしこの解釈があてはまりそうにもない例をあげることはさほど難しいことではない。上に引用した「意思関係としての法律的表现」という言い方もその一例であり、その他の例として『資本論』第1巻第1篇第2章交換過程論の冒頭部分をあげることができる。すなわち、「これらの物を商品として互いに関係させるためには、商品の番人たちは、自分たちの意思をこれらにやどす人として、互いに相対しなければならない。したがって、一方はただ他方の同意のもとにのみ、すなわちどちらもただ両者に共通な一つの意思行為を媒介してのみ、自分の商品を手放すことによって、他人の商品を自分のものにするのである。それゆえ、彼らは互いに相手を私的所有者として認めあわなければならない。契約をその形態とするこの法的関係(Rechtsverhältnis)は、法律的に(legal)発展していてもいなくても、経済的関係がそこに

29) [20] 参照。

30) [12] p. 24~25.

28) [19] p. 11.

反映している一つの意思関係(ein Willensverhältnis)である。この法的関係または意思関係(Rechts-oder-Willensverhältnis)の内容は、経済的關係そのものによって与えられている³¹⁾というのがそれである。ここでは、意思関係が商品生産の關係の媒介契機として重視されると同時に、この意思関係が法的関係とみなされていることは明らかであって、この法的関係が法規範それ自体をさすものでないことは何ら説明を要しない。また地代論のところ「土地の単なる法律上の所有(das bloße juristische Eigentum)は、所有者のために地代を生みだしはしない。しかし、それは……その土地の経済的利用が所有者のためにある超過分をあげることを経済的諸關係が許すまでは、自分の土地を利用させないという力を所有者に与える³²⁾」とのべられているが、この「単なる法律上の所有」も土地所有に関して紙上に明文化されている法律規範とは理解しがたい。「土地の単なる法律上の所有が地代を生み出さない」とは、土地所有の法律規範それ自体が地代を生みださないという全く無意味なことをいったものではなく、**単なる法律的所有つまり能動的、現実的交渉をと**もなわない、法律規範によって保証された事実上の支配が、つまり単なる占有が地代を生み出さないという意味であり、また「単なる法律上の所有が自分の土地を利用させないという力を所有者に与える」とは、法律によって保護された事実上の支配が合法的に他人の意思を排除しており、他人に自分の土地を利用させない力をもつことになるという意味だと思われる。以上、2, 3の例からも明らかなように、「法的・法律的」と「法律規範体系」との同一視は、何ら検討を要しない自明のことがらでは決してないのであって、少なくともマルクス所有概念のすべてに妥当するものでないことは確かなように思われる³³⁾。

31) [17] p. 113.

32) [18] p. 972.

33) 基本的生産關係説の多分最後のよりどころであるマルクス命題は「生産条件の所有者の直接生産者に対する直接的關係」こそは「つねに、われわれがそのうちに社会構造全体の、したがってまた主権・従属關係の政治的形態の、要するにそのつどの独自の国家形

4

ところで、所有範疇の位置づけの問題で論争の対象となっている所有關係は、以上にのべたような一般的・抽象的所有概念ではなく、所有主体と客体に関して一定の特定化がおこなわれた所有關係であり、生産手段の所有形態といわれるものである。さらに、この問題で議論されている所有形態は、生産・分配・交換・消費の基礎ないし前提とみなされているものであって、所有範疇の用語法にしたがえば利用・処分³⁴⁾の基礎ないし前提であり、要するに占有の形態に他ならない。したがって、たとえば私的所有は、仮に小商品生産者だけから成立するような社会を想定すれば、社会の各生産者の意思が個別的生産手段を支配し、同時にこのことが相互に承認されているような対物支配の全社会的編成を意味するし、「資本家的」私的所有というばあいは、社会の中に一方では個別的生産手段をその意思の支配領域としている各成員のグループが、他方では労働力のみをその意思の支配領域としている各成員のグループが存在し、そしてこれらのことを全成員が承認しているような対物支配の全社会的編成(以下では簡単に「生産手段からの生産者の分離」と呼ぶ)が前提される。また社会的所有は、社会の総生産手段が社会の単一の管理意思の支配をうけることを各成員が承認し、この意思に多少とも従属するような意思關係の全社会的編成を意味する。すなわち、ここでの

態の、最奥の秘密、隠れた基礎を見いだすところのものである」([18] p. 1014)であろう。だが第1に、これは社会構造全体の基礎をのべたものであって生産關係の基礎をのべたものではない。第2に、この直接的關係を生産關係とみたばあい、資本主義に即していえばそれは貨幣、労働力商品、等価交換、必要・剰余労働、剰余価値その他の経済学範疇によって説明される生産諸關係の部分的体系であって、それ自体が一個の生産關係、個別範疇なのではない。第3に、この部分体系をとり除きなお残るのは、「生産手段からの生産者の分離」といわれる占有の社会的編成であり、それを生産關係とするのはミスリーディングな規定である。なおついでに付言すれば、所有を取得の社会的形態と規定しておいてそれを基本的生産關係と規定するのは自己矛盾である。というのは取得の社会的形態には、それを生産關係とみるなら、生産・流通過程における生産諸關係が含まれるからである。

生産手段の所有形態はそれの占有の形態であり、占有が社会全体として基本的にどのように編成されているかというその全社会的編成様式に他ならない。

そこで所有範疇の位置づけの問題は、占有の社会的編成と生産諸関係の総体との関連の問題に帰着するが、その検討にさいして注意すべき要点は、両者のともに存在する場が社会的再生産過程に他ならない以上両者はこの過程との関連において考察しなければならないという点にある。マルクスがこの考察を一般的な形で与えたのは『要綱』の「序説」においてであり、とくにその「分配と生産」の項である³⁴⁾。そこでは、まず第1に、生産を規定する「生産用具の分配」についてのべられているが、その例として挙げられているものは民族征服による「土地所有のある一定の分配と形態のおしつけ」、革命による大土地所有の分割地への細分、立法による特定家族の土地所有の永久化などであって、この分配が社会的生産過程外における占有の社会的編成の組織化とその直接的結果を意味することは明らかである³⁵⁾。

第2に、ここでは「生産用具の分配」は「生産過程自体の内部に含まれていて生産の仕組みを規定する」ものとして把握されている。このことは、たとえば生産手段からの生産者の分離として特徴づけられる占有の社会的編成が資本の成立・存続の前提条件の一つであり、また社会的所有が社会の単一の管理意思の全面的排他的支配を意味し各労働者集団の主体的意思支配が全く認められないばあいには商品関係の成立の可能性は排除され、生産課題、生産財の割当配分制が必要になるというようなことを意味するものと思われる。

第3に、ここでマルクスは、この分配を生産の「諸契機をなしている諸条件と諸前提」の一つに含めたうえで、この諸条件と諸前提が生産の過程を通じて自然生的なものから歴史的なものに転化

され、生産自体の内部でたえず変更されるとのべ、その例として機械の使用による生産用具の分配の変更や近代商業と近代工業の結果としての近代的土地所有をあげている。またさきに検討した第3規定につづけて、能動的・現実的交渉を通じて生産諸力が発展し、ある一定の点までは共同団体とそれを基礎とする所有が再生産されるけれどもその後は分解に転じるという主旨のことをのべている³⁶⁾。要するにマルクスは、生産の前提の一つである占有の社会的編成の歴史性を強調したが、このことのうちには少なくとも次の点が含まれていると思われる。

第1の含意は、最初生産の前提であった一定の占有は、社会的生産過程を通じて再生産され、生産過程の結果となるという見方である。すなわち、生産過程では一定の占有を前提しつつ行なわれる利用・処分 of 意思的社会関係に媒介されて一定の生産諸関係がとり結ばれると同時に、この生産諸関係自体によってこの占有が再生産されるという思想がそれである。この点についてマルクスは、資本主義にそくしながら、資本発生 of 前提条件と一旦成立した資本の存続 of 前提条件とを峻別し、前者に含まれる「生産手段からの生産者の分離」は資本が存在しない状態で形成されたものであるのに対して後者に含まれる「分離」は資本自体がつくりだしたそれ自身の前提であり、資本の定在の結果だとのべている³⁷⁾。そこで前節の考察とこのような見方とにしたがえば、次の諸点が明らかになる。第1に、「分離」という占有の社会的編成は、それが資本主義的生産過程の発生 of 前提条件である(単なる占有)にとどまり資本主義的生産諸関係によって裏付けられていないばあいには、「資本主義的」とは規定できず、単なる事実として措定されるより他ないという点である。第2に、占有が利用ならびに処分をともなう社会的生産過程においては、占有・利用・処分 of 意思的社会関係はそれが生産諸関係の成立を媒介しているという意味で経済的内容をもつものとみなすことが可能になり、この内容は生産諸関係の総体の解明を

34) [13] pp. 16~20, [14] S. 16~19.

35) 占有の社会的編成は、それ自体意思関係であって直接的には人間の意思に依存する以上、革命、立法などの主体的人間活動によって選択可能な性格をもつといえよう。

36) [13] pp. 428~430. [14] S. 393~395.

37) [13] pp. 395~397. [14] S. 363~365.

通じて明らかにされるという点である。第3に、「分離」という占有の社会的編成はそれが資本主義的生産過程の結果(単なる占有)であって、資本主義的生産諸関係によって再生産されたものであるばあいには、「資本主義的」と性格規定することが可能になり、その経済的内容は資本主義的生産関係の総体を意味するという点である。最後に、単なる占有にせよ利用・処分をともなした占有にせよ、占有の社会的編成それ自体は、ある人の意思がある物を支配し他人の意思が排除されているという意思関係に他ならないのであって、それを生産関係と同一視することには無理があるという点である。したがって占有の社会的編成が生産諸関係を制約するという側面を重視するあまり、それを基本的生産関係だとするのはミスリーディングな規定だといわざるをえない。

マルクスが「ブルジョア的所有を定義することは、ブルジョア的生産の社会的諸関係のすべてを説明することにほかならない。独立した一関係、独自の一範疇、抽象的で永久的な一観念について定義するのと同じように、所有の定義をあたえようと思うのは、形而上学または法律学の一幻想でしかありえない」³⁸⁾とのべたのは、まさに以上の意味においてであって、基本的生産関係説の論者がいうように、所有範疇も他のすべての経済学範疇と同様にその十全な内容を明らかにするには生産諸関係の総体の分析を必要とするという意味においてでは決してない。

なお、マルクスが「意思関係としての法律的表現」(Ansdruck)とか「社会の物質的生産諸力は、その発展のある段階で、それらがそれまでその内部で運動してきた既存の生産諸関係と、あるいはその法律的表現にすぎないものである所有諸関係と矛盾するようになる」³⁹⁾とかのべるさいのこの「表現」の含意であるが、法律規範という解釈を別とすれば、占有・利用・処分における意思的社会関係が生産諸関係を媒介する契機として、そのもとに一定の生産諸関係をもつものと考えて、これをその経済的内容と規定し、この規定との対

応上意思的社会関係の方をこの内容の形態あるいは表現と規定したものと解釈されることが多い。だがこれには、社会的生産過程を通じてこの意思的社会関係とくに占有が生産諸関係によって作りだされるという意味で前者を後者の表現とみなしているのだという解釈を付加することができるのかも知れない。

次にマルクスが所有形態の歴史性を強調した第2の含意は、所有諸関係とそれに媒介される生産諸関係は、それらが生産力の運動・発展の条件として機能しえないばあいには、早晚解消されることになるということ、いいかえれば、生産手段の所有形態は生産諸関係の成立・存続の諸前提の1つであって、その他に少なくとも生産力の一定の発展水準も必要だということである。このことはマルクス主義経済学においては周知のことであるにもかかわらず、スターリン的所有観のばあい必ずしもそうはなっていない。というのは、一枚岩的社会的所有を大規模機械制生産に照応する基本的生産関係として予め措定してしまい、全生産関係をその必然的結果として考察するにとどまり、所有諸関係と生産諸関係を生産力の運動・発展の条件として機能しうるか否か具体的に考察する視点が欠如しているからである。そこには、生産手段の所有形態を生産関係と規定することによってその実体が曖昧にされるという欠点だけでなく、それを全生産関係成立のための十分条件のように事実上扱い、いわばそれを万能視するという欠点も見られるのである。総体説の論者がスターリン的所有観を批判するにあたって、基本的生産関係といわれるものの実体は意思的社会関係に他ならないことを明らかにし、それを生産諸関係成立・存続のための必要条件にいわば「格下げ」したのは、まさにこの欠点を衝くものであったといえよう。

5

以上は、マルクス所有概念の若干の側面を社会主義経済論の視角から検討したまじしい考察にすぎず、ここで提示された解釈は1つの試論として党書の域をでるものではない。しかしこのような解釈が社会主義経済論の課題を考察するうえで一

38) [10] p. 207.

39) [11] pp. 6~7.

定の積極的意味をもつことは、確かなように思われる。というのはこの解釈によって、第1に旧制度を支えるスターリンの所有観とマルクス所有概念との相容れない点が明示されるだけでなく、第2にスターリンの所有観には欠如している、旧制度批判の基本視点も提示されるからである。その1つは、すでにのべたように、旧制度(所有関係と生産関係)の生産力発展の条件としての機能を検討し、それを保障しうる新制度を社会主義という枠組の中で具体的に模索するといういわば機能論的アプローチの必要性が明示される点にある。

もう1つは、所有が一面において意思的社会関係であり社会的所有が生産手段に対する単一の管理意思の支配を意味することが明らかにされる結果、別の重要問題の所在が明示される点にある。すなわち、社会的所有が真に社会的所有であるためには、この単一の管理意思が社会を真に代表している必要があり、したがってそのためには社会全体の民主的意思形成が必要不可欠であって、この条件が欠落したばあい社会的所有からの社会成員の疎外の危険性が生ずるという問題がそれであり、さらに社会的所有が一枚岩的所有におけるように単一の管理意思の全面的排他的支配とこの意思への社会成員の従属をもっぱら意味するばあいには、労働者や労働者集団は労働の場において主体としてふるまうことができず、そこでの社会的所有からの疎外が生ずるという問題がそれである。換言すれば、社会的所有に対するいわば疎外論的アプローチの必要性が明示される点にある。ブルスが社会的所有の規準として(1)生産手段の社会の利益のための利用と(2)社会による生産手段の処分との2つのうち、何が社会にとっての利益かは社会自身が判断するという点を重視して、第2規準を決定的なものとし、また企業への労働者自主管理の導入の必要性を強調したのは、この疎外論的アプローチの一つの好例だということができる⁴⁰⁾。マルクス所有概念の若干の側面についての以上の考察は、これらの諸点を明示するという意味で一定のメリットをもつように私には思われる。

(一橋大学経済研究所)

文献目録

- [1] 岡稔『社会主義経済論の新展開』新評論, 1975年。
- [2] Шкредов, В. П., Метод исследования собственности в «Капитале» К. Маркса, Изд-во московского университета, 1973.
- [3] スターリン『ソ同盟における社会主義の経済的諸問題』国民文庫 1953年。
- [4] Колесов, Н. Д. Основное производственное отношение и основное противоречие социализма, «Экономические науки» No. 6, 1967.
- [5] Пашков, А. И. Общественная собственность и товарно-денежные отношения при социализме, «Вестник московского университета», No. 2, 1972.
- [6] Шкредов, В. П. Экономика и право, Москва, Изд-во «Экономика», 1967 (シュクレドフ『社会主義的所有の基本問題』岡・西村訳, 御茶の水書房, 1973年)。
- [7] Bajt, A., "Social Ownership-Collective and Individual," *Self-governing Socialism*, Vol. 2. (New York, 1975).
- [8] Horvat, B., "The Labor-managed Enterprise," *Self-governing Socialism*, Vol. 2. (New York, 1975).
- [9] 『資本論にかんする手紙』(1), 国民文庫, 1959年。
- [10] マルクス『哲学の貧困』国民文庫, 1954年。
- [11] マルクス『経済学批判』「序言」マルクス・エンゲルス全集, 大月書店, 第13巻。
- [12] マルクス「P. J. ブルードンについて」同上, 第16巻。
- [13] マルクス『経済学批判要綱』高木幸二郎監訳, 大月書店, 1959年。
- [14] Marx, K.: Grundrisse der Kritik der politischen Ökonomie, Berlin, 1953.
- [15] 平田清明『経済学と歴史認識』岩波書店, 1971年。
- [16] 林直道『史的唯物論と所有理論』大月書店, 1974年。
- [17] マルクス『資本論』, マルクス・エンゲルス全集, 大月書店, 23巻 a。
- [18] マルクス『資本論』, マルクス・エンゲルス全集, 大月書店, 25巻 b。
- [19] Корниенко, В., К. вопросу об определении собственности, «Экономика советской Украины», No. 5., 1973.
- [20] 藤田勇『法と経済の一般理論』日本評論社, 1974年。
- [21] Brus, W., *Socialist Ownership and Political Systems*, London and Boston, 1975.

40) [21] pp. 27~32.